

事前評価票

施策等名	通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案	担当課 (担当課長名)	総合政策局観光地域振興課、旅行振興課(課長:若林陽介、村野清文)
施策等の概要	<p>「通訳案内業」に係る事業免許制について、最も重要な参入要件である通訳案内士試験の実施基準を法定し、試験の内容・レベルの適正化、試験の一部免除等を図った上で、「通訳案内士」に係る登録制に改め、有資格通訳ガイドの効率的な育成・確保を図る。併せて、有資格通訳ガイドによる業務の適正な実施を確保するための措置を講じる。さらに都道府県の区域においてのみ通訳ガイドの資格が認められる「地域限定通訳案内士」制度を創設する。</p> <p>以上を内容とする「通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案」を第162回通常国会に提出する。</p>		
施策等の目的	多様化、細分化が進む外国人旅行者のニーズに対応した有資格通訳ガイドの効率的な育成・確保、及びサービス内容の多様化・適正化を図り、外客接遇の一層の向上を通じた国際観光の振興を図る。		
関連する政策目標	外国人旅行者の訪日の促進		
関連する業績指標	訪日外国人旅行者数		
指標の目標値等	平成18年度743万人		
施策等の必要性	<p>目標と現状とのギャップ</p> <p>2010年に外国人旅行者を1000万人に倍増するという政府目標の下、官民の取組みが本格化する中、外国人旅行者は年々増加しており、また、そのニーズは多様化、細分化してきている。これに伴い、国や地域の観光の魅力を、外国人旅行者に付き添い、外国語を用いて適切に伝えることのできる者として、有資格通訳ガイドの役割が注目されている。</p> <p>その一方で、特に中国語、韓国語の分野を中心として、有資格通訳ガイドの数は限られており、また、新規参入者の数も、参入要件である通訳案内業試験の合格率は低く、制限されてきている。さらに、東京、大阪周辺の大都市圏に有資格通訳ガイド全体の75%が集中しており、特に地方部での不足が懸念されている。</p> <p>既存の有資格通訳ガイドの提供するサービスの内容や価格についても、従来からの周遊型・団体型の外国人旅行者に対するものが中心で、近年増加が著しい個人の外国人旅行者に対応して十分な多様化、適正化が進んでおらず、また、そのニーズに見合った者を見つけるシステムが整備されていない等、需給のミスマッチが深刻な問題となっている。</p> <p>近年、国際観光を地域振興の核に据える地域が増える中、外国人の個人旅行の増加や来訪地域の多様化等を踏まえ、地域固有の観光の魅力を外国人旅行者に的確に伝達できる通訳ガイド不足が深刻となっており、当該地域において、その効率的な育成・確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>原因分析</p> <p>通訳案内業試験の合格率が低いレベルに抑えられてきたこと、地方部においては試験が実施されてこなかったこと、全国一律型の試験のみが実施されてきたこと等、これまで、受験者負担を軽減するための具体的措置が十分にとられておらず、新規参入者がかなり限られてきている。そのために、有資格通訳ガイド相互の競争が抑制され、サービスの多様化、適正化が進展していない。</p> <p>さらに、有資格通訳ガイドの活動実態を把握する手段や、有資格通訳ガイドと</p>		

	<p>外国人旅行者をマッチングさせるメカニズムが不備であったために、市場そのものが十分に活性化していない。</p> <p>課題の特定 外国人旅行者のニーズの多様化、細分化に対応して、有資格通訳ガイドを効率的に育成・確保するとともに、競争の促進を通じてサービス内容や料金の多様化、適正化を推進する必要がある。また、特に、地域の観光振興を支援する観点から、都道府県が地域固有の観光の魅力に精通した通訳ガイドを独自に育成・確保できる仕組みを導入する必要がある。</p> <p>これらに際しては、活動実態を把握する手段や流通メカニズムの整備等を通じて、市場の活性化を進める必要がある。</p> <p>導入する施策の具体的内容 事業としての「通訳案内業」に係る免許制から、法定された参入要件を満たせば認められる資格としての「通訳案内士」に係る登録制に参入規制を緩和する。これと併せて、受験者負担を軽減し、合格者を増加させる方向で国家試験の試験内容・レベルを適正化するとともに、試験の一部免除範囲を拡大する。また、懲戒規定の整備等、有資格者による業務の適正な実施を確保するための措置を講じる。</p> <p>加えて、上記制度の特例として、国の同意を得て、都道府県が実施する独自の試験に合格した者に当該都道府県の区域においてのみ通訳ガイドの資格を認める「地域限定通訳案内士」の制度を創設する。</p> <p>これらとともに、有資格通訳ガイド、旅行業者、地方公共団体の関係者等と連携して、活動実態の着実な把握を通じた効率的な流通メカニズムの整備に向けた取り組みを本格化させる。</p>
社会的ニーズ	<p>政府の最重要政策課題のひとつである観光立国の実現のためには、国内における外国人旅行者の受入環境の整備が不可欠であり、国や地域の観光の魅力を、外国人旅行者に付き添い、外国語を用いて適切に伝えることのできる有資格通訳ガイドについて、量・質ともに拡大する外国人旅行者のニーズの動向を踏まえつつ、効率的に育成・確保していくことが重要な課題となっている。</p>
行政の関与	<p>通訳ガイドは、外国人旅行者による我が国についての理解、印象の形成に直接影響する、国際観光上、極めて重要な要素であることから、誤った知識等による不適当な案内によって、正しい理解や良好な印象の形成が損なわれないようにする必要があること、</p> <p>外国人旅行者は、言語のみならず、我が国特有の文化・慣習等に不慣れで、我が国においては社会的に弱者であり、通訳ガイドサービスを受ける過程で様々なトラブルに巻き込まれやすいため、これを回避する必要があること、</p> <p>外国人旅行者は、我が国の通訳ガイド制度や、個々のサービスの質の良し悪しについて十分な知識を有していないことから、どのような者を選択しても良質なサービスが提供されるように担保する必要があること、</p> <p>以上を踏まえ、有資格通訳ガイドが最低限備えるべき素質については、行政の実施する公正な試験の実施を通じた資格制度及び登録制による業務独占制度をとった上で、併せて、有資格者による業務の適正な実施を確保する必要性がある。</p>
国の関与	<p>上記 から により、まず、活動地域の制限なく全国いかなる場所でも通訳ガイドサービスを提供できる者については、国自らが、全国一律の試験の実施を実施して、知識・能力の内容・レベルを確保する必要がある。ただし、登録事務や、業務の適正な実施の確保のための監督措置は、都道府県知事の自治事務としている。</p> <p>他方、今般創設する地域限定通訳案内士制度に関しては、試験の実施事務についても、その業務の範囲が都道府県の区域に制限され、知識・能力の内容・レベルは一義的には都道府県知事が決めるべきと考えられることから、都道府県知事の自治事務としている。ただし、全国で、どのような者を選択しても良質なサー</p>

	<p>バスが提供されるように担保するとともに、有資格通訳ガイドを効率的、安定的に育成・確保していく観点から、制度の導入を国の同意にかからしめるとともに、試験の実施について技術的助言を行う等、最低限の国の関与が必要である。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>「通訳案内士」の登録制度の導入や、「地域限定通訳案内士制度」の創設等、有資格通訳ガイドを巡る制度の抜本的見直しを行うとともに、これと併せて、通訳ガイド市場の活性化に向けた諸施策を講じることにより、有資格通訳ガイドの効率的な育成・確保と、競争促進を通じたサービス内容・料金の多様化、適正化が図られ、また、外国人旅行者にとっても容易にそのニーズに見合った者を選択できるようになる。</p> <p>このことから、言語の種類や地域を問わず、外国人旅行者のニーズへの的確かつ柔軟な対応が迅速にできるようになり、有資格通訳ガイドの就業機会の増大につながるのみならず、訪日外国人の増加を通じた国際観光の振興を図る国、地域の観光振興を図る地方公共団体、旅行商品の質の向上と差別化を図る旅行業者等、観光に関わるそれぞれの主体にとっても、同時に、重要な観光ソフトインフラの整備としての意義を有する。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>上記の通り、今般の制度の抜本的見直しと、通訳ガイド市場の活性化に向けた諸施策を同時に講じることにより、量の面、質の面双方で大幅な改善が図られることから、有資格通訳ガイドの一層の活用の促進を通じて、有資格通訳ガイドの就業機会の増大を図りつつ、国・地域の双方において外客接遇の一層の向上が期待され、我が国や地域の魅力についての正確な理解と良好な印象の形成促進、外国人旅行者による訪日観光の質の向上、日本へのリピーターの増加による訪日外国人旅行者の増加、地域経済の活性化等につながるものである。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>審議会答申等、企画立案過程における有識者等の意見 通訳案内業の在り方検討分科会報告書(平成16年11月16日国土交通省総合政策局観光部門) 規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月閣議決定)</p> <p>目標達成に際して影響を与える外部要因として考えられるもの 国際的な政情不安、大規模自然災害による訪日外国人旅行者の減少</p> <p>規制を見直す条件 5年以内に必要な検討を行う旨を法律に規定している。</p>

事前評価票

<p>施策等名</p>	<p>通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案 (公共交通事業者等が講ずべき措置関係)</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>総合政策局観光地域振興課 (課長：若林陽介)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>公共交通事業者等は、国土交通大臣が定める基準に従い、外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要と認められる外国語等による情報の提供を促進するための措置(以下「情報提供促進措置」という。)を講ずよう努めなければならないこととする。また、外国語等による情報の提供の促進を図ることが特に必要と認められるときは、国土交通大臣は情報提供促進措置を講ずべき区間を指定することができることとする。</p> <p>以上を内容とする「通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案」を第162回通常国会に提出する。</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>外国人観光旅客が我が国の観光地に支障なく到達できるための環境整備を進めることにより、その来訪の促進を図る。</p>		
<p>関連する政策目標</p>	<p>22) 地域間交流、観光交流等内外交流の推進</p>		
<p>関連する業績指標</p>	<p>96) 訪日外国人旅行者数</p>		
<p>指標の目標値等</p>	<p>476万人(平成12年) 743万人(平成18年)</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>目標と現状との間の問題点</p> <p>2010年までに訪日外国人旅行者数を1000万人に増加させるためには、外国人旅行者が我が国の観光地に支障なく到達できるようその環境整備を進めていくことが重要である。特に、外国人旅行者が多数訪問している観光地については、そこへのアクセス公共交通機関における案内表示の整備を行うことが外国人旅行者の利便性向上にとって喫緊の課題となっている。</p> <p>外国語による案内表示等については、実体上、一定レベルでの普及は進みつつあるものの、駅内施設の配置案内の外国語表示については、主要ターミナル(複数路線の乗り入れている駅又は乗降客数の多い駅)ですら実施していない事業者が依然として5割も存在しているほか、外国人旅行者に対するアンケート調査でも、日本の旅行にあたって言語面が問題であると感じている比率が高いなど、言語的な障壁の解消に向けた取り組みが依然として必要とされている。</p> <p>原因分析</p> <p>公共交通機関については外国語表記に関する特段の統一的な定めがなく、事業者の自主的な対応に委ねられているため、事業者間での相違が生じており、同一事業者でも、表示の場所によってバラツキがあると考えられる。</p> <p>課題の特定</p> <p>外国語や絵文字(ピクトグラム)による案内表示などの情報提供に関しては、事業者により相当なバラツキがあることから、国による統一的な基準を示す必要がある。さらに、既に多くの外国人旅行者が利用している路線や、今後の外国人旅行者の増加が見込まれる公共交通機関の路線については、外国人旅行者数増加の目標を達成するためには、特に言語面での障害を早急かつ計画的に取り除くことが不可欠である。</p>		

	<p>導入する施策の具体的内容</p> <p>(1) 公共交通事業者等は、国土交通大臣が定める基準に従い、情報提供促進措置を講ずるよう努めなければならないこととする。</p> <p>(2) 国土交通大臣は、多数の外国人観光旅客が利用する区間又はその利用の増加が見込まれる区間を指定することができることとし、公共交通事業者等は当該区間において事業の用に供する旅客施設及び車両等に係る情報提供促進措置を実施するための計画を作成し、これに基づき、当該情報提供促進措置を実施しなければならないこととする。</p> <p>(3) 公共交通事業者が(2)の計画を実施していない場合には、国土交通大臣は実施勧告を行うことができることとし、さらに、当該事業者が勧告に従わなかったときはその旨を公表することができることとする。</p>
社会的二一ズ	<p>政府の最重要政策課題のひとつである観光立国の実現のためには、国内における外国人旅行者の受入環境の整備が不可欠であり、特に、外国人旅行者が我が国の観光地に支障なく到着できるような措置を講ずることが重要な課題となっている。</p>
行政の関与	<p>我が国における外国語等による情報の提供に関する統一的な基準を定める必要があること、また、外国人旅行者の動向等を客観的に勘案し、外国語等による情報の提供の促進を図ることが特に必要である路線を判断しなければならないことなどから、本制度は行政により実施されることが適当である。</p>
国の関与	<p>上欄 について、本制度の外国語等による情報の提供に関する基準は、我が国における当該分野についての統一的基準である必要があること、同 について、全国的な観点から外国人旅行者の動向等を勘案した上で個別の路線の指定が適当か否かについての判断を行う必要があることから、本制度は国により実施されることが適当である。</p>
施策等の効率性	<p>本制度は、外国人旅行者が我が国を旅行する際の言語面の障壁を早急かつ計画的に取り除くといった大きな便益をもたらすことが期待される。</p> <p>一方で、情報提供促進措置の義務が課される公共交通事業者等については、外国語等による案内表示の設置などが必要となるが、これは、大規模な設備を一律に整備するといった性質のものではなく、個々の施設の個別事情に合わせ、シールの貼付やパンフレットの配備など、事業者が自ら工夫し、選択することによって、目標となるレベルを達成することが可能であることや、設備投資(更新)の際に併せて表示の統一を計画的に行うなど、追加的なコストを極力抑えて、目標となるレベルを達成することができることとされることなどの理由から、本制度における社会的費用は必要最小限である。</p>
施策等の有効性	<p>外国語等による情報の提供に関する基準を示し、公共交通機関等に一定の義務を課すことにより、事業者間における案内表示のバラツキや交通結節部分における不十分な案内が解消されるなど、外国人旅行者の受入環境の整備を促進することができる。</p>
その他特記すべき事項	<p>審議会答申等、企画立案過程における有識者等の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外客受入環境整備のための具体的施策検討懇談会(平成16年7月～) ・外国人旅行者の受入体制整備要綱(日本経団連・地域活性化委員会、平成16年5月) ・「ビジット・ジャパン・キャンペーン実施に向けたインフラ整備のための提言」(TIJ訪日ツーリズム委員会、平成14年12月) <p>目標達成に際して影響を与える外部要因として考えられるもの 国際的な政情不安、大規模自然災害、経済情勢の悪化等による訪日外国人旅行者の減少</p> <p>規制を見直す条件 5年以内に必要な検討を行う旨を法律に規定している。</p>

